

佐賀県告示第 174 号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成 31 年 4 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	撤回年月日
正島脳神経外科病院	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	平成31年 3 月31日